（様式3）

契約事務取扱細則第40条に基づく随意契約に係る情報の公表

工事の名称、場所、期間、種別 又は物品等・役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格（円）	契約金額（円） （落札金額）（円）	落札率 （%）	公益法人の場合			再就職の役員の数（人）	調達機関番号	所在地番号	品目分類番号	公告を行った日	備　考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数						
膀胱腎盂ビデオスコープ調達	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年1月22日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	－	1,155,000	－			－						
吸収式冷凍機の修理	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年1月27日	株式会社 ライズテクノサービス 大阪府貝塚市橋本42番地5	当該機器を保守できる唯一の業者である為、JCHO会計規程第52条第4項に該当	－	9,900,000	－			－						
輸液ポンプ及びシリンジポンプの調達	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年2月8日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	－	1,164,900	－			－						
ストレッチャースケール（2台）の調達	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年2月12日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	－	1,209,428	－			－						
デジタルX線TVシステムの修理	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年2月22日	エム・シー・ヘルスケア 株式会社 東京都港区港南2-16-1 品川イーストワンタワー12階	緊急の必要により競争に付することができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	－	2,640,770	－			－						
関節鏡LED光源装置の調達	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年2月22日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	－	1,285,200	－			－						
一般撮影装置X線管球修理	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年3月1日	キヤノンメディカルシステムズ 株式会社 埼玉県さいたま市北区土呂町1-45-10	緊急の必要により競争に付することができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	－	1,784,200	－			－						
在宅医療機器賃貸借契約（BiPAP等）	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年3月16日	株式会社フィリップス・ジャパン 東京都港区港南2-13-37　フィリップスビル	安全性確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種の継続使用が必要なためJCHO会計規程第52条第4項に該当	－	1,518,550	－			－						単価契約
在宅腹膜灌流療法の機器賃貸借契約	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年3月22日	バクスター 株式会社 東京都中央区晴海1-8-10	安全性確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種の継続使用が必要なためJCHO会計規程第52条第4項に該当	－	4,833,510	－			－						単価契約
在宅医療機器賃貸借契約（ｲﾝｽﾘﾝﾎﾟﾝﾌﾟ等）	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年3月26日	株式会社 ウイン・インターナショナル 埼玉県さいたま市北区東大成町1-497 MJ赤柴ビル3階	安全性確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種の継続使用が必要なためJCHO会計規程第52条第4項に該当	－	9,900,000	－			－						単価契約
2021年度保存血液製剤購入単価契約	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年3月30日	日本赤十字社　関東甲信越ブロック 血液センター 東京都江東区辰巳2-1-67	閣議決定(S39.8.21)により契約の相手方が特定されているため	－	38,047,319	－			－						単価契約
2021年度放射線性医薬品単価契約	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年3月30日	公益社団法人 日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	法令等により契約の相手方が特定されているため（放射線障害防止法第4条・4条の2による届出（販売・許可（廃業））。よって、JCHO会計規程第52条第4項に該当	－	27,492,000	－			－						単価契約
病院情報システムサポートサービス契約	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年3月31日	日本電気 株式会社　関東甲信越支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10-17	パッケージソフトウェア等、製造者による固有の仕組み（著作権）が備わっているシステムであり、他の業者に保守・修理を行わせると安定的な稼働が担保されないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	－	34,118,700	－			－						6ヶ月契約
在宅医療機器賃貸借契約（人工呼吸・CPAP等）	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年4月1日	帝人ヘルスケア株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-1	安全性確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種の継続使用が必要なためJCHO会計規程第52条第4項に該当	－	35,195,160	－			－						単価契約
セントラルモニタの調達	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年5月14日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	－	1,122,000	－			－						
手持眼圧計の調達	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年5月31日	南旺光学 株式会社 東京都千代田区平河町2-11-1	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	－	1,144,000	－			－						
医薬品の購入	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年6月30日	株式会社 メディセオ 東京都中央区八重洲2-7-15	緊急の必要により競争に付することができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	－	10,073,807	－			－						単価契約
医薬品の購入	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年6月30日	株式会社 バイタルネット 宮城県仙台市青葉区大手町1-1	緊急の必要により競争に付することができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	－	3,416,991	－			－						単価契約
医薬品の購入	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年6月30日	酒井薬品 株式会社 東京都三鷹市野崎1-11-22	緊急の必要により競争に付することができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	－	1,150,335	－			－						単価契約

（様式3）

契約事務取扱細則第40条に基づく随意契約に係る情報の公表

工事の名称、場所、期間、種別 又は物品等・役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格（円）	契約金額（円） （落札金額）（円）	落札率 （%）	公益法人の場合			再就職の役員の数（人）	調達機関番号	所在地番号	品目分類番号	公告を行った日	備　考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数						
脊椎外科用手術フレームの購入	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年7月7日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	－	1,275,692	－			－						
オーダリングシステム再リース契約	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年8月11日	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区神田小川町1-5-1	費用対効果を検証の結果、機器の更新よりも安価な再リースとしたことにより、履行可能な業者が現行業者に限られるため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	－	13,200,000	－			－						
センチュリオン　Ozilハンドピースの購入	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年8月24日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	－	1,402,500	－			－						
ボイラー第一種圧力容器定期検査準備工事	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年8月25日	株式会社 呉ボイラーサービス 埼玉県さいたま市桜区大久保領家478-2	予定価格が250万円を超えない工事のため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	－	1,430,000	－			－						
顕微鏡用デジタルカメラDS-Ri2計測セットの購入	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年9月1日	株式会社 三啓 東京都江東区新砂1-6-35	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	－	1,595,000	－			－						
輸液ポンプ（10台）の調達	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年9月1日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	緊急の必要により競争に付すことができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	－	2,266,000	－			－						
セントラルモニター式の調達	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年9月1日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	緊急の必要により競争に付すことができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	－	3,218,600	－			－						
胆道鏡下結石粉砕システム（中古品）の購入	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年9月27日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	－	1,497,760	－			－						
病院情報システムサポートサービス契約	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年9月30日	日本電気 株式会社　関東甲信越支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10-17	パッケージソフトウェア等、製造者による固有の仕組み（著作権）が備わっているシステムであり、他の業者に保守・修理を行わせると安定的な稼働が担保されないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	－	34,118,700	－			－						6ヶ月契約
「今日の臨床サポート」イントラネット版の更新	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年11月8日	エルゼビア・ジャパン 株式会社 東京都港区東麻布1-9-15 東麻布1丁目ビル3階	当該製品を日本国内で販売する唯一の業者であり、かつ予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第4項及び5項に該当	－	1,013,430	－			－						
法律顧問契約	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年11月30日	仁邦法律事務所 東京都港区麻布台1-11-9 BPRプレイス神谷3階B	高度な知識・経験など、いわば知的財産の観点からの選考が必要であり、競争契約には馴染まない為、JCHO会計規程第52条第4項に該当	－	1,584,000	－			－						
UpToDateサイトライセンス契約	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年12月3日	株式会社 ｳｫﾙﾀｰｽﾞ･ｸﾙﾜｰ･ﾍﾙｽ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ 東京都港区三田1-3-31 フォーキャスト三田ビル5F	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	－	1,573,055	－			－						
軟水装置用再生バルブ交換工事	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年12月10日	寺木産業株式会社 埼玉県さいたま市北区土呂町1-59-7	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	－	1,276,000	－			－						
無停電電源装置用蓄電池更新工事	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年12月13日	ｴﾅｼﾞｰｼｽﾃﾑｻｰﾋﾞｽｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社 東京都大田区平和島6-1-1	当該機器を保守できる唯一の業者である為、JCHO会計規程第52条第4項に該当	－	4,400,000	－			－						
大型滑走式ミクロトームの購入（更新）	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年12月24日	株式会社ムトウ　埼玉支店 埼玉県さいたま市見沼区御蔵809-20	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	－	1,209,890	－			－						
BISモニタの購入（更新）	埼玉メディカルセンター　院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年12月24日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	－	1,166,000	－			－						